

臨江閣 利用の手引き

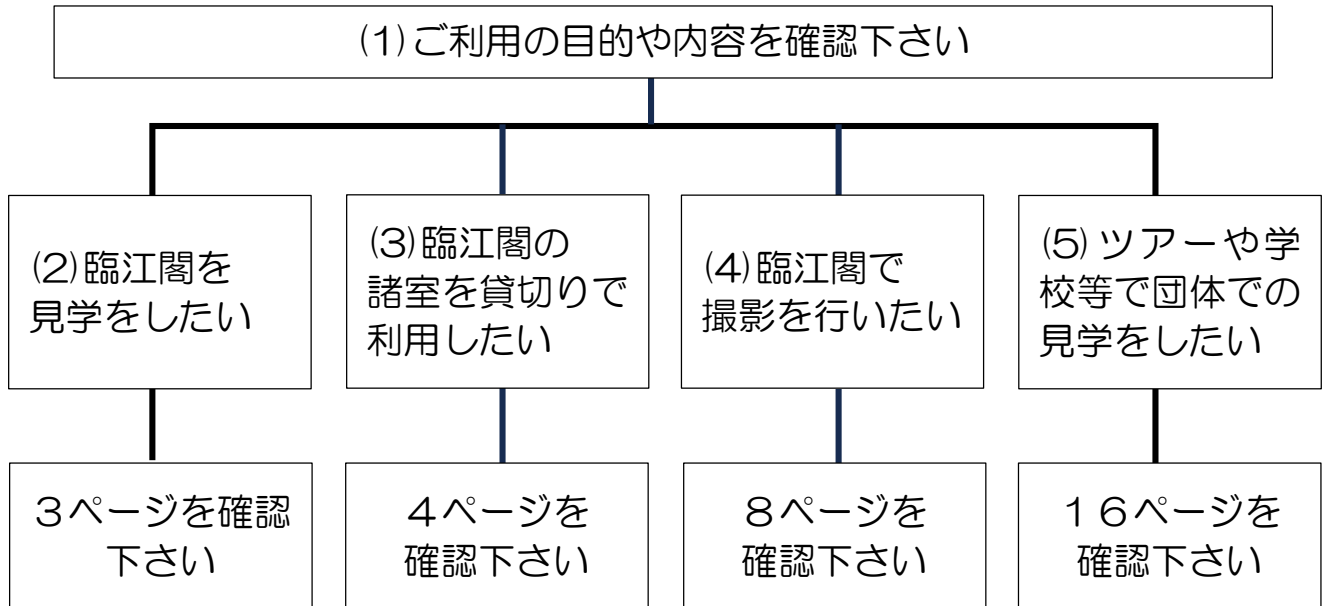
令和7年4月

指定管理者 Made in MAEBASHI コンソーシアム

前橋市文化財保護課

目 次

1. 臨江閣を見学でご利用される場合について 3
2. 臨江閣の諸室を貸切りでご利用する場合について 4
3. 臨江閣で撮影を行いたい場合について 8
4. 臨江閣をツアーや学校等で見学を行いたい場合について 16
5. 臨江閣の利用料金における減免について 17



1. 臨江閣を見学でご利用される場合について

臨江閣は、近代和風の木造建築で、本館・別館・茶室から成る、国指定の重要文化財です。

臨江閣は、文化財の保存と活用及び市民文化の向上を目的に、前橋市市民を始め来館者の自由な観覧や見学が可能な公開された施設であると共に、催事やフォトロケーション等での貸館利用や、学校及び観光等での団体観覧も可能な施設となっています。

そのため、臨江閣における行催事や周辺施設の状況などにより、入館や一部諸室の利用を制限させていただく場合がありますので、ご来館を予定されている方は事前にお問合せ下さい。

また臨江閣は、公に開かれた施設である一方で、国指定の重要文化財として、長い歴史の中で先人から受け継いできた前橋市の貴重な財産として次の世代に大切に引き継いでいく必要があることから、次のような文化財を傷つける行為は絶対に行わない様にご注意下さい。

次の様な行為を確認した場合、当方の判断で退館処置をとる場合がございます。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対し、当方は一切の責任を負いません。

(1) 建物へ落書きしたり傷をつけたりすること

- 1) 建物及び備品等を毀損、汚損、紛失する行為として、釘・画鋸・アンカー等を打つ、許可無く糊・強粘着テープ等を張る、鋭利な物で柱や梁を彫り込む、強い臭気（飲食物や香水等）が充満させるといった行為はお止めください。
- 2) ガラス戸や襖等、大変壊れやすくなっておりますので、小さなお子様の単独行動、未成年者のみでのご利用はご遠慮いただきます（保護者もしくは責任者を同伴してください）。
- 3) 館内は靴を脱いでご見学いただきますが、建物の保護のため、スリッパの貸出・持込・ご使用はご遠慮いただいております。
- 4) 館内は補助犬を除き、ペットを連れての入館はできません。ケージ等に入れてのご移動は可能ですが、館内や敷地内での開放は禁止です。

(2) 建物内の物品や展示物を持ち帰ること

(3) 許可なく敷地内の地面を掘り返す、敷地内に車両等を乗り入れすること

- 1) 敷地内にペットを降ろす、鉄柵等に繋いで待機させる行為はご遠慮ください。

(4) 火気、危険物等の持ち込み

- 1) 建物全体及び敷地内は全面禁煙です。
- 2) 許可の無い火気使用は火災の恐れがあるため絶対にお止めください。

なお、建物の汚損や破損を行った場合には、器物損壊罪が適用されるだけでなく国指定重要文化財として「文化財保護法」が定める罰則に基づき、追加処罰も生じますので、充分にご理解ご承知の上でご来館下さい。

【文化財保護法より抜粋】

(第13章 罰則)

第195条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2. 臨江閣の諸室を貸切でご利用する場合について

臨江閣の本館・別館・茶室は、諸室毎に有料での貸切利用が可能となっています。一定時間以上、諸室を独占してご利用されたい場合、「施設利用申請書」を臨江閣窓口にご提出と許可を得た上で、施設の利用料金のお支払いが必要となります。

(1) 利用時間について

- ・臨江閣の利用申請書に基づく諸室の貸切として、原則、午前9時から午後5時まで（無料観覧の入館は午後4時30分まで）利用が可能です。
- ・施設利用申請があった場合にて、夜間の利用として18時～22時までの貸切が可能です。
- ・22時には館内施錠を行いますので必ず退館をするようにしてください。
- ・「施設利用申請書」の利用時間について、準備及び、片付け・撤収の時間も含まれます。
- ・申請した時間より前での館内入場、申請した時間を超えての利用をすることはできません。
- ・時間を超える場合、1日利用の料金を頂きますので余裕を持って予定下さい。
- ・夜間時間帯で大音量の機器使用をご遠慮頂いております。演奏会等での諸室利用の場合、音出しは原則20時までとなります。

(2) 各諸室の利用について

- ・利用許可を得た諸室以外の廊下や共用スペース等に荷物・機材等を置くことは禁止です。
- ・夜間18時～22時の利用では、申請のあった諸室のみ入室可能です。申請の無い諸室の利用はできません。
- ・演奏会や行催事等、大きな音や大人数が行き交う利用の場合、他の利用者に影響があることから、原則、階ごとにお借りいただきます。
(例：西洋間で演奏会を行いたい場合は、別館1階を全て貸切)。
- ・騒音、異臭、振動等が発生し建物に大きな負荷がかかる内容と判断できる場合は、利用申請を受け付けられない場合がありますので充分にご留意ください。
- ・飲食物や香水(アロマ)等、諸室内や建具等に強い匂いが付着した場合、原状回復にかかる費用または損害額を賠償して頂きますので充分にご注意ください。
- ・諸室での行催事や撮影等において、館内に物品の持ち込みがある場合は、必ず事前に臨江閣窓口にご内容をお知らせ頂き、対応のご相談や養生方法について確認をしてください。
- ・建物内の床板や畳等を損耗させる物品の持ち込みする場合は、必ず養生を実施いただきます。

(3) 館内での飲食について

- ・館内では、行き交いがある場所での歩きながらの水分補給はお控えください。
- ・貸館利用の方については、ご自身が借り諸室内であれば、床の養生をした上での飲食が可能です。また建物内及び敷地内での飲酒は原則できませんが、会食等において酒類提供の必要性がある場合は、事前に臨江閣窓口へ相談の上で許可を得てください。
- ・大規模な会食等でご利用の場合、敷物等の養生をしてください。
- ・館内でコンロや固形燃料など火気の使用を要する飲食物の持ち込みはできません。

(4) 物品の使用・貸出し備品について

- ・机や椅子、持ち込まれた什器等を使用される場合は、床材、畳、絨毯の保護のため、敷物等

で必ず養生を実施いただきます。

- ・養生用のプラダン（90cm×180cm）、大広間用のパンチカーペット（色：グレー・紺）、西洋間用パンチカーペット（紺）等は貸し出し可能ですが、不足や、他の養生方法を希望される場合は、利用者にて用意ください。
- ・座卓、座布団、会議机、パイプ椅子の館内に用意のある備品を使用したい場合は、ご利用日の1週間前までに臨江閣窓口へ必ずご連絡ください。
- ・希望数量に満たない場合、不足分は利用者にてご用意ください。
- ・備品の準備及び片付けについては、原則として利用者にて行っていただきます。

（5）館内の設備等について

- ・縁側のガラス戸を開けたい時は、臨江閣窓口にて指定管理者にお声がけください。
- ・許可を得た諸室内であっても、障子・襖等の建具は原則取り外しできません。
- ・冷暖房や照明の調整は、臨江閣窓口にて指定管理者にお声がけください。
- ・空調設備は、一括管理となっているため、故障の原因になりますので、利用者側で操作することはしないでください。
- ・壊れやすい構造の鍵を使用していますので、利用者側で開錠・開放することは、絶対にしないでください。
- ・室内及び敷地内の掲示物や表示板等を一時的に移動する場合は、必ず元の位置に戻してください。室内の美術品類の移動は原則できません。希望する場合は、事前に指定管理者に相談してください。

（6）駐車場について

- ・隣接する前橋公園の駐車場をご利用ください。
- ・大規模なイベント等でご利用の場合でも、原則利用者にて駐車場の確保をしてください。
- ・お身体の不自由な方は、利用時間中にて臨江閣敷地内に若干台数駐車できます。
- ・準備のための搬入や搬出作業にて、一時的に臨江閣敷地内へ車両乗り入れが可能です。
- ・なお、上記の理由で臨江閣敷地内に車両を駐車する上では、文化財保護の制約がありますので必ず事前に臨江閣窓口ご連絡し位置を確認してください。

（7）館内利用の制限について

- ・臨江閣の利用申請にあたって、申込者は館内利用目的以外での利用や、許可の得た後での利用の権利を第三者に転貸することはできません。
- ・利用申込者がこれに反した場合、直ちに利用を停止していただきます。
- ・また今後一切の利用を認めませんので充分にご注意ください。
- ・利用の許可後、当日の受付後、利用の途中であっても、次の場合には当方の判断で許可の取消しや利用停止の処置をとる場合がございます。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対し、当方は一切の責任を負いません。

ア 申込時の利用目的内容と実際の利用状況が著しく異なる場合。

イ 利用申込書のご記入内容に偽りがあると認められた場合。

ウ 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。

エ 許認可もしくは資格が必要にもかかわらず、資格がない状態で開催、利用した場合。

オ 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または事業活動内容等が不明確な団体

が主催、協賛及び後援等を行う場合。

カ 未成年のみのご利用の場合。(保護者もしくは責任者を同伴してください)

キ 危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みによる人身事故、建物・設備・備品等を毀損、汚損、紛失した場合。

ク 展示および装飾施工上、室内に釘・鋸・アンカー等を打ったり、許可無く糊・強粘着テープ等を張ったりした場合。

ケ 音・振動・臭気の発生等により、他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合。(ご利用中の扉等の開放は厳禁です)

コ 来場者数が利用空間の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。

サ 指定外駐車場および近隣建物の敷地、路上等にバイク・自転車を駐輪、または自動車を駐車した場合。

シ 喫煙が発覚した場合(本施設及び敷地内は全面禁煙です)。

ス 指定管理者からの注意に従わず、また本注意事項に違反すると判断した場合。

セ その他管理運営上、支障があると判断する場合。

(8) その他注意事項

- ・火気、危険物(固形燃料・ガソリン等)等の持ち込みは原則できません。

文化事業等にてやむを得ず館内で火気を使用する場合、前橋市火災予防条例に基づき前橋市消防局に事前申請し承認得る必要があります。必ず利用前に企画内容等や詳細な火気使用箇所の書類を提出して頂く必要がありますので、十分な準備期間を確保してください。

- ・ごみはすべてお持ち帰りください。
- ・施設や設備等を毀損、汚損した場合には、原状回復にかかる費用または損害額を賠償して頂きますので充分にご注意ください。
- ・イベントや催事開催のために、臨江閣で事前に荷物の收受や保管はできません。
- ・ポスター、チラシ等の配架は、前橋市または前橋市教育委員会の共催、後援を受けた事業、近隣自治体、前橋市の事業に関係するものに限りです。
- ・日本庭園は17時に閉門となります。事前に相談が無い場合、日本庭園と臨江閣の往来も17時にはできなくなりますので夜間利用等で17時を過ぎる場合は、臨江閣正門(前橋市中央児童遊園側の出入口)から退出してください。集客事業でのご利用の場合は、来場者にも周知してください。

(9) 利用の手続きについて

1) 事前相談・予約:

- ・臨江閣への電話、Eメール、窓口にて、諸室の空き状況やご不明な点等をご確認の上、事前予約をお願いします。
- ・事前予約は、利用日の1年前の月の初日(休日の場合は翌日以降の平日)から受付を開始し、先着順となりますのでご注意ください。
- ・前橋公園の日本庭園和室や庭園の園路部分についても利用の許可を得るための申請が必要となります。

(注意事項)

- ・緊急工事や公共的なイベントの開催など、管理運営上の都合により、事前予約があってもご利用いただけない場合があります。

- ・予約状況や利用内容によっては、希望の日程でご利用いただけない場合がありますので、必ず電話にて確認をするようにしてください。

2) 臨江閣の利用申請の手続き

- ・利用申請書（指定様式）に必要書類を添えて提出して下さい。
- ・提出部数は2部（Eメールでの申請の場合は1部）になります。

（注意事項）

- ・利用申請書はホームページに掲載している指定様式を使用してください。申請書の様式が変更となる場合がありますので、最新の様式を使用するようにしてください。
- ・結婚式前撮り等フォトロケーション、商用目的での画像等の使用、WEB・SNS等に公開を行う場合は、撮影申請書の提出も必要です。
- ・イベント等の催事・会議等での使用の場合は計画書または概要書（利用内容、会場設営、持ち込み物品等わかるもの。物販を行う場合は、頒布物写真、内容がわかるもの。）を添付してください。
- ・集客のためにチラシや広報を予定されている場合、必ず下記の許可を得てから作成してください。申請書提出や仮予約した段階では利用確定ではありません。利用内容の審査結果では許可が出ない可能性もあります。

3) 審査及び許可の交付

- ・利用申請書提出後、申請内容が施設の許可条件を満たしているか審査を行います。
- ・利用申請書の受付から審査を経て、概ね10日程度で申請書に許可印を押印した許可証を交付します。
- ・許可証交付後に、利用の取消、利用日の変更が生じた場合は、臨江閣利用変更・取消申請書の提出が必要です。利用日まで2週間以内の新規予約・利用変更申請はできません。

（注意事項）

- ・申請内容の不備がある場合、実施に向け事前調整を要する場合、申請の多い時期など、交付が遅れる場合があります。

4) 臨江閣の利用

- ・利用当日は許可証を携帯の上で、利用開始前に臨江閣窓口にて許可証を提示し本人確認を行ってください。利用開始前の確認を行わずに無断で利用を行っている等の状況が確認された場合、次回以降の利用をお断りする場合や、その場での退館を行っていただく場合がありますので十分に注意の上で、許可条件を遵守するようにしてください。

（注意事項）

- ・悪天候等で使用しない可能性がある場合などはあらかじめご連絡ください。

5) 利用後の現状復旧と利用料金のお支払い

- ・利用終了後は、現状復旧を必ず行っていただきます。また利用内容によっては指定管理者にて利用後の状況確認を行います。
- ・利用料金を臨江閣窓口でお支払いいただきます。
- ・利用者の都合で時間延長や利用範囲の拡大が生じた場合、その分の利用料金をお支払いいただきますので、時間厳守をご留意ください。

3. 臨江閣で撮影を行いたい場合について

臨江閣の本館・別館・茶室にて、個人利用目的以外にて一定時間以上の撮影をされたい場合、「撮影申請書」を臨江閣窓口にご提出いただき、許可を得る必要があります。

また撮影の内容や規模によっては、「利用申請書」の提出と利用料金の支払いが発生しますので必ず事前に臨江閣窓口にご相談ください。

(1) 利用申請書の提出と利用料金支払いが必要となる場合の例

- ・ フォトリケーションで利用する場合、臨江閣ご利用日当日に館内で利用者が撮影料等を徴する他、事前又は事後に利用者が撮影料等を徴する場合は、営利宣伝その他これに類する目的に該当することから「利用申請書」を提出頂き控室として諸室を一室お借りいただきます。またその際に利用料金として、「入場料を徴収する場合での料金」が必要となります。
- ・ 個人の方からの申し込みであっても、フォトリケーションとして業者の方による有償での撮影行為が含まれる場合は、上記同様となります。
- ・ ご家族が撮影する七五三や成人式の場合、手持ちカメラ等で家庭用として撮影する分には申請は不要ですが、三脚を使用し他の来館者に影響が生じる規模の撮影をする場合は、ロケーションフォトと同様に「利用申請書」を提出頂き控室として諸室を一室お借りいただきます。その上で、「入場料を徴収しない場合での料金」が必要となります。

(2) 業として撮影を行われる方・撮影に関する企業団体の方の注意事項

- ・ 「利用申請書」により諸室の貸切りを行っていない状態で、各諸室、廊下や共用スペース等で撮影を行う場合、一般観覧者や他の利用者を締め出すことは禁止です。
- ・ 諸室の貸切りを行っていない状態で、撮影機材を廊下や共用スペースに置いて立ち去る等の占有行為、許可の無い諸室を待機場所として無断利用することはできません。
- ・ 撮影機材の置場や被写体の着替え等で場所が必要な場合は、撮影申請書に加えて、利用申請書を提出し諸室の貸切りを行っていただきます。
- ・ 一般来館者や他の利用者の往来がある状況で、廊下等の共用部分で長時間撮影をする行為は、ご遠慮ください。諸室内で三脚を使用する場合は、脚部分の養生を必ず行っていただきます。
- ・ 利用時間内やその前後において、一般の来館者を対象とした撮影の勧誘、写真販売等の営利行為はできません（無償であっても、宣伝行為に該当するため禁止となります）。
- ・ 茶室は、利用申請があった場合にのみ入室可能です。利用申請がない場合、無断での入室及び室内での撮影をすることはできません。

(3) 被写体となる方・撮影を依頼される方への注意事項

- ・ 結婚式や七五三等の行催事撮影以外にも、公の秩序又は善良の風俗を害さない範囲で可能でコスプレによる撮影も可能です。ただし、和装等の撮影であっても肌の露出が多い、臨江閣のイメージにそぐわない場合はお断りをします。
- ・ 小物を使用して撮影する場合、傘等長さのある物品を共用部分で広げる行為は他の利用者の迷惑になりますのでご遠慮ください。
- ・ コスプレ撮影等で、刀剣、銃等の他のの方が危険を感じる物品の持ち込みはできません。
- ・ 撮影のため貸切としている諸室内であれば、内容によって撮影を認める場合もありますので、持ち込み物品については事前にご相談ください。

- ・ コスプレや個人の撮影等で、ご自身で簡易にヘアスタイルを整えることは可能です。
- ・ 一方で、フォトセッションや撮影会イベント等で、専門技術者を招聘してのヘアメイクや美容行為を行うことはできません。
- ・ 出張理美容、理美容法に関する事項については、前橋市保健所衛生検査課（027-220-5777）にお問い合わせください。

(4) 撮影に関する申請書の提出基準

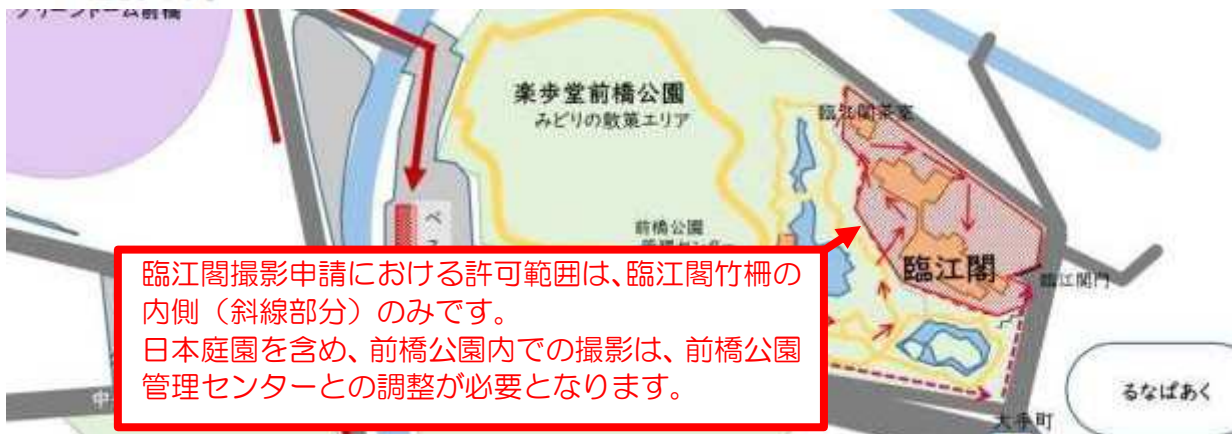
内 容	撮影申請		利用許可申請	
	不要	必要	不要	必要
(1) 記念撮影				
①個人のスナップ写真等の撮影	○※1		○	
②社内報や会報のための撮影		○	○※2	
③撮影を職業とする者による撮影※3 (申請者が依頼する場合を含む)		○		○
(2) 広告・宣伝目的の撮影				
①個人、自社の社員等による撮影		○	○	
②撮影を職業とする者による撮影		○		○
(3) 写真集・雑誌等の撮影				
		○	○※2	
(4) 映画・ドラマ・CM等の撮影				
		○		○
(5) 新聞等、報道機関による撮影				
	○※4			
(6) テレビ番組のための撮影				
①報道を目的とした撮影	○		○	
②上記以外の番組撮影		○	○※2	

※1 WEB、SNS等で公開する場合は撮影申請が必要です。

※2 他の施設利用者を排除して撮影を行う場合は、撮影する部屋の利用許可申請が必要です。

※3 業としての撮影には、撮影を職業としての行う場合のほかに、金銭の授受を伴う撮影、また反復的、継続的に行っている個人の撮影者も含まれます。

※4 新聞等、報道機関による撮影であっても、事前に特集記事等を掲載する場合は撮影申請が必要です。



臨江閣撮影申請における許可範囲は、臨江閣竹柵の内側（斜線部分）のみです。
日本庭園を含め、前橋公園内での撮影は、前橋公園管理センターとの調整が必要となります。

(5) その他、ドローン等を使用する場合

- ・他の利用者、また文化財の保護の観点からドローンの使用は、撮影申請及び利用申請の両方が必要です。
- ・ドローン等を使用する場合は、「文化財保護課所管施設におけるドローン等対応方針」に基づく手続きが必要となります。
- ・なお、ドローン等に含まれない重量 100 グラム未満のものも同様の取扱いとします。
※航空法上の無人航空機（重量 100 グラム未満のものを除く）と同定義とする。

【ドローン飛行に関する許可条件】

- ・ドローン等の利用に当たっては、下記の許可条件を遵守してください。

1) 一般事項

- ①文化財施設を損傷しないようにしてください。損傷及びこれに類する場合は、自己の責任と負担により関連法に基づく処罰も生じる可能性があります。
- ②使用場所は、必要最小限の範囲にとどめ、常時整理整頓し、敷地内の環境美化に努めるとともに、発生したゴミは、申請者にて処理をしてください。
- ③許可を受けた目的以外の行為は認められません。
- ④本申請に起因する事故等が起きた場合は、申請者が責任をもって解決してください。
- ⑤許可期間中であっても、法令やこの許可条件に違反するなど問題が生じた場合には許可を取り消すことがあります。なお、許可の取消しにより申請者に損失が生じても、前橋市及び指定管理者はその損失を補償しません。
- ⑥その他、細部事項については、前橋市文化財保護課及び指定管理者の指示するところによります。

2) 飛行に関する事項

- ①ドローン等の飛行に関係する法令等を遵守すること。
- ②落下被害に対する保険に加入すること。
- ③危険と判断される場合は飛行しないこと。
- ④ドローン等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所であること。
- ⑤人又は物件との間に 30 メートル以上の距離を保って飛行させること。
- ⑥ドローン等の飛行時には操縦者とは別に機体やカメラ等を操作しない現場監視員を配置すること。
- ⑦不特定多数の市民が集まる場合の上空、危険物の輸送及び物件の落下並びに最大離陸重量が 25 kg 以上になるドローン等の飛行は禁止とする。
- ⑧撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮がなされること。
- ⑨前橋市による許可を受けて、ドローン等を飛行させる場合は、必ず前橋市が発行する許可証等や事業の承認を得ている書類を携帯すること。
- ⑩日の出から日没までの間の飛行とし、雨天時、降雪時、濃霧時及び強風時（風速 5m/s 以上）は飛行しないこと。
- ⑪機体及び各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）に損傷や故障がなく、必要な届出や登録が行われている機体を用いること。

3) 許可申請

- ・事前問合せ、飛行が可能か協議の上で、許可を行います。(準備、撤去等を含む)
- ・臨江閣の利用申請書、撮影申請書の提出に加え、以下の飛行計画書や文化財保護課所管施設におけるドローン等対応方針にて定められている書類や手続きをご用意頂いた上で、ご相談ください。

ドローン等に関する飛行計画書

申請内容等	
申請者	住所
	名称
	代表者氏名
	担当者氏名
	電話番号
	メールアドレス
飛行機材	登録記号
	有効期間
機体認証	<input type="checkbox"/> 第一種機体認証 <input type="checkbox"/> 第二種機体認証 <input type="checkbox"/> なし
	有効期間 ()
飛行目的	
飛行期間	令和 年 月 日 () 時から 令和 年 月 日 () 時まで
現場体制	現場責任者
	操縦者氏名
	補助者氏名
技能証明	<input type="checkbox"/> 一等無人航空機操縦士 <input type="checkbox"/> 二等無人航空機操縦士 <input type="checkbox"/> なし
	有効期間 ()
飛行空域	別紙飛行計画図のとおり
飛行形態	<input type="checkbox"/> カテゴリーⅢ飛行 ※特定飛行
	<input type="checkbox"/> カテゴリーⅡA飛行 <input type="checkbox"/> カテゴリーⅡB飛行 <input type="checkbox"/> カテゴリーⅠ飛行

飛行に関するチェック項目等

飛行要件（特定飛行に該当する場合）	1 技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行する。	<input type="checkbox"/>
	2 国土交通大臣の許可・承認を受けて飛行する。	<input type="checkbox"/>
	3 係留して飛行する。	<input type="checkbox"/>
飛行方法（航空法第132条の86関係）	1 飲酒時の飛行禁止	<input type="checkbox"/>
	2 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行	<input type="checkbox"/>
	3 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行	<input type="checkbox"/>
	4 他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止	<input type="checkbox"/>
飛行計画（航空法第132条の88関係）	飛行計画を通報する。 ※特定飛行に該当する場合は必須。特定飛行に該当しない場合でも通報することが望ましい。	<input type="checkbox"/>
飛行日誌（航空法第132条の89関係）	飛行日誌を作成し携行する。 ※特定飛行に該当する場合は必須。特定飛行に該当しない場合でも飛行日誌の作成及び携行が望ましい。	<input type="checkbox"/>
本市独自安全基準	1 雨天、降雪、濃霧時は飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	2 強風時（風速5m以上）は飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	3 機体やカメラ等の操作をしない現場監視者を配置する。	<input type="checkbox"/>
プライバシー保護（撮影映像を公表する場合）	総務省の『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』に沿ったプライバシー等への配慮がなされている。	<input type="checkbox"/> （映像非公表 <input type="checkbox"/> ）
都市公園におけるドローン等の利用	本市が定める「文化財保護課所管施設におけるドローン等対応方針」に記載の許可基準の遵守	<input type="checkbox"/>

文化財保護課所管施設におけるドローン等対応方針

令和6年6月20日

文化財保護課

(前提)

○市有施設での市民等の利用制限の方針

利用目的が施設等の設置目的や他の許可行為との整合が図れる場合は、関係する法令等の遵守、周囲への安全確保等の必要な条件を付した上で、ドローン等の使用を許可することができるものとする。

(運用方針)

(1) 市関連業務(文化財保護課含む)で利用する場合

引き続き「前橋市ドローン等対応方針」・「ドローン運用ガイドライン」を遵守して運用する。

(2) 市民・事業者等が利用する場合

1) 対応方針

・許可基準に適合する場合は「許可」を前提とする。

2) 許可基準

①関係する法令等の遵守並びに、周囲への安全確保等の必要な条件を満たした場合において許可することができるものとする。

②催事やイベント等で不特定多数が利用している状況にあつては、原則として許可しないこととする。

③事業者の他、個人による申請も受け付ける。

④いずれの場合でも、実際にドローンを操縦する者は操縦講習・認定を受けた者のみ許可とする。

⑤目的については原則として以下の場合に限り、許可するものとし、単なる練習飛行や趣味のため飛行等については許可しないものとする。

ア 商用利用等(事業者、個人事業主等)。

イ 学術研究等の場合、学術団体、研究者個人の利用も可とする。

⑥使用申請は当面の間、様式を定めない。

⑦文化財保護課が管理する敷地、建物への立ち入り及び飛行をする場合は、施設使用についての許可申請を要することとする。

⑧当面の間、任意の申請書に企画書、計画書等を添付するものとする。

⑨使用料については、下記のとおりとする。

ア 臨江閣 施設使用料を徴収する(占有と見做すため)。

⑩使用の範囲

ア 原則として屋外のみ許可とするが、市で認めた学術調査および市の施策に協力する事業については屋内も可とする。

イ なお、屋外であっても、市で認めた学術調査および市の施策に協力する事業を除き、指定文化財の建物周囲(範囲は別に定める)を含む上空空域には進入させない(落下時の文化財の破壊を回避するため)。

⑪屋内を原則、不許可とする理由は以下のとおり

・航空法やその他の法令や基準に適合していても、文化財を破損する恐れがある場合には、文化財保護法の趣旨に照らし、許可しない。

ア 建物

施設破損等の恐れがあるため。

イ 古墳石室内部など

漆喰や石壁などに破損等の恐れがあるため。

⑫関連法令の他、以下の安全基準を遵守すること。

ア 雨天、降雪、濃霧時は飛行しないこと。

イ 強風時(風速 5m 以上)には飛行しないこと。

ウ 機体やカメラ等の操作をしない現場監視者を配置すること。

エ 撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮がなされること。

オ 市の許可証を携帯し、許可済みの飛行であることを明示すること。

カ 落下被害に対する保険は加入を必須とする。

【(参考)航空法:抜粋】

(飛行の禁止空域)

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

(飛行の方法)

第三百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

五 日出から日没までの間において飛行させること。

六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

【(参考)文化財保護法:抜粋】

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第十三章 罰則

第九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

4. 臨江閣をツアーや学校等で見学を行いたい場合について

- ・臨江閣では、文化財の普及啓発に資するため団体での見学を受入れると共に、貸館利用との重複を避けながら適切な管理運営を行う目的のため、団体観覧の事前申込み、及び必要に応じ臨江閣及び前橋の歴史に対する理解を深めるためのボランティアガイドを手配することができます。
- ・団体観覧として、臨江閣を概ね15名以上～40名程度（より多い人数でも対応は可能ですが、古い建築物のため一度に60名以上になると観覧自体が大変になると予想されます）の人数で観覧希望をする場合、またはボランティアガイドによる解説案内を希望する場合、「観覧申請書」を臨江閣窓口にご提出いただき、許可を得る必要があります。
- ・臨江閣は通年で貸館利用の受け入れを行っているため、希望日が貸切利用等の理由によってご見学いただけない場合がございます。必ず見学可能か事前にお電話にて確認をしてから申込をしてください。
- ・なお、ボランティアガイドについては、受付状況・観覧時間等によりお受けできない場合があります（ボランティアガイドをご希望の場合、観覧時間が40分以上必要になります）。
- ・また、ガイドを依頼する都合上、観覧日の1か月前までに申請書を提出してください。
- ・ボランティアガイドを希望されない場合も、事務処理のため、利用の2週間前までに申込書を提出してください。
- ・「観覧申請書」はホームページに掲載している指定様式を使用してください。申請書の様式が変更となる場合がありますので、最新の様式を使用するようにしてください。
- ・「観覧申請書」を受理しましたら、申込内容の確認を行います。詳細な内容等を伺いことがありますので、必ず全体の状況が当日の予定を把握されている方の連絡先を記載下さい。
- ・内容に問題がなければ許可証交付します。
- ・当日に観覧申請書に許可印を捺印した許可証を持参し、観覧前に臨江閣窓口にて提示の上、条例・規則、許可条件遵守の上で観覧をお願いします。
- ・一般の見学者がいる場合もありますので、他の利用者を妨げないように注意してください。
- ・貸館利用中の部屋には入室できません。当日の利用状況等を臨江閣窓口にて確認ください。
- ・芝生や植栽地には不用意に立ち入らないでください。

大型バスでの来館を行う場合、前橋公園駐車場にて「2台分」のバスベイがご利用できます。それ以上の台数を必要とする場合は、申請者にて責任を持って確保してください。



5. 臨江閣の利用料金における減免について

- ・臨江閣の利用では、公的教育機関、前橋市文化協会及びその所属団体等が、自ら主催となる催事で貸切利用をする場合に、利用料金の減免が受けられます。
- ・対象となる団体が、利用料金の減免を受けようとする場合には、利用申請書及び減免申請書の様式に加えて、団体自ら用意する以下の必要書類を一式提出いただきます。

【減免を受けようとする団体にて用意する書類（あらかじめご用意ください）】

- ①利用計画書
- ②収支決算書（または予算書）
- ③会員名簿
- ④団体の規約（または会則）

減免の対象となる事業		減免率
(1)	前橋市が主催又は共催する事業（※1）	全額
(2)	前橋市教育委員会が主催又は共催する事業	全額
(3)	前橋市文化協会及び前橋市の外郭団体（※2）が主催する事業	全額
(4)	教育機関（※3）及びこれに関連する団体（※4）における教育活動において、営利目的を伴わない事業	全額
(5)	前橋市文化協会会員が主催する事業	半額
(6)	その他市長が減免する特別の理由がある、営利目的を伴わない事業	その都度市長が定める

※1 教育文化の振興等に寄与する、各種大会、講演会、展覧会又は催物をいう。

※2 「前橋市の外郭団体」とは、一般財団法人前橋市まちづくり公社、公益財団法人前橋観光コンベンション協会、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会をいう。

※3 「教育機関」とは、前橋市内外を問わず、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、専門学校、大学及びこれらに類するものをいう。

※4 「関連する団体」とは、参加者の割合が概ね過半数以上を教育機関に所属する者が占める事業を実施するものをいう。

その他、減免に関する事項の詳細については、「臨江閣使用料減免基準取扱要綱」及び「臨江閣使用料減免基準取扱要綱第2条に係る運用基準」をご覧ください。

臨江閣使用料減免基準取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則(平成29年前橋市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 臨江閣の設置及び管理に関する条例(平成29年前橋市条例第19号。以下「条例」という。)に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1)前橋市が主催又は共催する事業
- (2)前橋市教育委員会が主催又は共催する事業
- (3)前橋市文化協会及び前橋市の外郭団体が主催する事業
- (4)教育機関及びこれに関連する団体における教育活動において、営利目的を伴わない事業
前橋市文化協会会員が主催する事業
- (5)その他市長が減免する特別の理由がある、営利目的を伴わない事業

2 前項の第1号から第4号については使用料を全額免除し、第5号については半額免除するものとする。ただし、前項の第6号については、全額又は半額免除をその都度判断するものとする。

(減免の決定)

第3条 前橋市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第8条による臨江閣使用料減免申請書を審査し、適当と認めるときは、減免を許可するものとする。

2 教育長は、前項に規定する減免の許可を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(減免の取消し)

第4条 教育長は、前条の規定により減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取消すことができる。

- (1)偽りその他不正の手段により減免の許可を受けたとき。
- (2)減免の許可内容と異なった目的等で利用したとき、又は利用しようとしたとき。
- (3)条例及び規則の規定に違反したとき。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

臨江閣使用料減免基準取扱要綱第2条に係る運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、臨江閣使用料減免基準取扱要綱(平成29年6月1日施行)に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「共催」とは、事業の企画又は運営にかかわることをいう。
- (2)「事業」とは、前橋市教育委員会共催・後援等に関する要綱及びその運用に準じ、教育、芸術文化、スポーツ、地域活動等の振興、福祉の増進又は地域社会の発展(以下「教育文化の振興等」という。)に寄与する、各種大会、講演会、展覧会又は催物(以下「各種大会等」という。)をいう。
- (3)「教育文化の振興等」とは、主に次のとおりとする。

スポーツ	競技スポーツ 生涯スポーツ
芸術文化	絵画 彫刻 音楽 文芸 書道 写真 演劇 演芸 詩吟 舞踊華道 茶道 伝統芸能
経済	商工業 観光 建築土木 雇用 農業 園芸 林業 情報(IT)
教育	学校教育 学術 青少年の健全育成 生涯学習 専門教育
地域活動	ボランティア活動(清掃活動、公園愛護等) 緑化 防災 環境保護国際交流
福祉	保健 医療 衛生 社会福祉 高齢者福祉 児童福祉 勤労者福祉

- (4)「各種大会等」とは、主に次のとおりとする。

各種大会	スポーツ競技会 レクリエーション大会 各種競技会 学会
講演会	各種講演会 フォーラム シンポジウム
展覧会	美術展 書道展 写真展 華道展
催物	祭り コンサート 発表会 演芸会 研修会 ボランティア活動各種イベント

- (5)「前橋市の外郭団体」とは、一般財団法人前橋市まちづくり公社、公益財団法人前橋観光コンベンション協会、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会をいう。
- (6)「教育機関」とは、前橋市内外を問わず、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、専門学校、大学及びこれらに類するものをいう。
- (7)「関連する団体」とは、参加者の割合が概ね過半数以上を教育機関に所属する者が占める事業を実施するものをいう。

(その他)

第3条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長がその都度定めるものとする。

附 則

この運用基準は、平成29年6月1日から施行する。